

令和 8（2026）年度栃木県防災図上総合訓練企画運営業務プロポーザル選定委員会
設置要領

（設置）

第 1 条 令和 8（2026）年度栃木県防災図上総合訓練企画運営業務を実施するに当たって、プロポーザル方式による契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）の決定を厳正かつ公正に行うため、令和 8（2026）年度栃木県防災図上総合訓練企画運営業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）プロポーザル方式実施要領に関すること
- （2）評価項目、評価基準及び選定方法の決定に関すること
- （3）提案者の審査及び提案書等の評価に関すること
- （4）契約候補者の選定に関すること
- （5）その他契約候補者選定に必要な事項に関すること

（組織）

第 3 条 委員会の委員は 5 名とし、危機管理防災局参事兼危機管理課長、危機管理防災局消防防災課長、危機管理防災局危機管理課主幹、危機管理防災局危機管理課災害対策担当課長補佐、危機管理防災局消防防災課航空担当課長補佐とする。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、危機管理防災局参事兼危機管理課長の職にある者をもって充てる。

（委員長の職務等）

第 4 条 委員長は委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（設置期間）

第 6 条 委員会は、設置の日から第 2 条に掲げる事務が全て終了するまでの期間設置する。

（意見の聴取）

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、栃木県危機管理防災局危機管理課において処理する。

（委任）

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和 8（2026）年 2 月 19 日から施行する。